

芳賀地区エコステーション ごみ搬入 Q&A

～ よくある問い合わせをまとめていきます ～

質問

『畳を処分したいのですが、どうすればいいですか』

回答

1. リフォームや解体で出た場合、工事を請負った業者の産業廃棄物となりますので、産業廃棄物として処分を依頼してください。産業廃棄物処理業者が分からない場合は、栃木県産業資源循環協会（028-612-8016）で紹介を受けてください。
2. 自宅の畳をご自身で処分される場合は、一般廃棄物となりますので直接搬入が可能です。1日に8枚までお引き受け致します。
3. 事業者等が持ち込む場合は、スタイロ畳（プラスチック発泡製品を含む畳）や畳表が合成樹脂製のもの等は産業廃棄物となりますので、産業廃棄物として処分してください。上記のような廃プラスチックが含まれていない畳（い草、藁、木質系からなるもの）であれば、事務系一般廃棄物として処分場への持ち込みが可能です。

※ 当ページはエコステーションで頻繁にある質問や不正搬入をまとめたものであり、全てのケースを網羅しているものではありません。あらかじめご了承ください。